

令和5年11月15日における職員団体との総務部長交渉に係る

概要について

1 令和5年人事委員会勧告の取扱い

| | |
|-----------|--|
| 職員団体の主な主張 | <ul style="list-style-type: none">○ 本年の人事委員会勧告（月例給及び期末・勤勉手当の引上げ）については、年内早期に実施すべきである。○ 人事委員会勧告制度に基づかない独自の給与カットについては、絶対に反対である。○ 平成25年度に実施された地方交付税削減に伴う給与減額措置による実損分は、早急に回復すべきである。 |
| 総務部長の回答 | <ul style="list-style-type: none">○ 専門の調査研究機関である人事委員会が民間給与の精緻な調査に基づいて行った勧告は尊重する必要があること、国や他の都道府県においてもそれぞれの人事委員会勧告どおりに実施する予定であることなどを総合的に勘案し、人事委員会勧告どおり実施する。○ 現時点の財政状況等を踏まえ、独自の給与カットについては行わない。○ 回復のための財源を見出すことが困難な状況に変わりはないが、できるかできないかも含め引き続き話し合っていく。 |

2 現業職員の給与改定

| | |
|-----------|---|
| 職員団体の主な主張 | <ul style="list-style-type: none">○ 現業職員の給与改定はどうなるのか。○ 独自の給与カットについては、絶対に反対である。 |
| 総務部長の回答 | <ul style="list-style-type: none">○ 現業職員については、これまでも非現業職員と同様の取扱いとしており、今回も同様の取扱いとする。○ 独自の給与カットについても、非現業職員と同様に行わない。 |